

大府市・大府市教育委員会と中京大学との連携に関する協定書

大府市・大府市教育委員会と中京大学は、学術研究等の分野で協力し、相互の発展に寄与するため、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、学術研究、教育、保育、子育て支援、健康・保健・福祉等の各分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 幼児・児童生徒の精神的健康増進、学術研究に関すること。
- (2) 教育・健康・保健・保育・医療・福祉に関すること。
- (3) 市民の生涯学習に関すること。
- (4) その他両者が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議する。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第4条 両者は、第2条の協力事項の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、どちらか一方から異議の申立てがない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証としてこの協定書3通を作成し、各自1通を保管するものとする。

平成29年6月29日

学校法人梅村学園中京大学学長
安村 仁志



大府市長
岡村 秀人



大府市教育委員会教育長
宮島 年夫

